

指定訪問介護事業所白水長久苑運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長久会が開設する指定訪問介護事業所白水長久苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および第 1 号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護（以下「訪問介護等」という。）を要介護状態または要支援状態等にある高齢者に対し提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 「指定訪問介護事業所 白水長久苑」
- (2) 所在地 大分県大分市大字横尾字大原 1 8 9 7 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（兼務）
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 2 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行うとともに、訪問介護等の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算法で 2. 5 名以上
訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 2 名（兼務）
必要な事務を行う。管理者不在の時、代理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。但し、12月29日から翌1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。
- (3) サービス提供時間 ケアプランにより、午前 6 時から午後 1 0 時までとする

(訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施地域)

第 7 条 事業の実施地域は、大分市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 訪問介護員等は、訪問介護等の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 9 条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置や、第三者委員を選任する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供するサービス等に関し、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、管理者を責任者とし、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、従業員の相談や報告を随時受け対応する。
- (5) 事業所は従業者等に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施するものとする。
- (6) 従業者が高齢者虐待等を把握した場合は、速やかに担当者へ報告し市町村へ通報する。
- (7) 虐待等が発生した場合は、その発生原因等の分析を行うとともに再発防止に努め、効果を評価する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者にサービスを提供するにあたり、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（安全衛生委員会を兼ねるとともに、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(職場におけるハラスメントの防止のための必要な措置)

第14条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (2) 相談への対応のための担当者と窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問介護事業は、訪問介護員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症介護、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年2回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年2回
 - (4) 認知症介護に関する研修 年2回
 - (5) 介護予防に関する研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これからの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定訪問介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は管理者が定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年11月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年10月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年6月1日から施行する。
この規程は、平成25年1月1日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年5月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年3月1日から施行する。
この規程は、令和3年11月1日から施行する。
この規程は、令和6年11月1日から施行する。
この規程は、令和7年12月1日から施行する。